

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

26年度 損益計算書

経常 収益	自己収入他 ※1 4,197百万円	剰余金 251百万円	経常 費用
	標準運営費交付金 4,272百万円	費用 8,218百万円	
	特定運営費交付金 ※3 304百万円	費用 304百万円	
8,773 百万円			8,522 百万円 ※2

※1 自己収入他の内訳

手数料収益	458百万円
使用料収益	210百万円
受講料収益	12百万円
指導事業収益	2百万円
受託事業収益	998百万円
外部資金導入研究収益	43百万円
科学研究費間接経費収益	6百万円
財務収益	1百万円
雑益	2百万円
資産見返勘定戻入	2,460百万円
計	4,197百万円

(注) 百万円未満を切り捨てているため
合計が合わない場合がある。

※2 経常費用の内訳

業務費	5,349百万円
一般管理費	3,172百万円
雑損	0百万円
計	8,522百万円

※3 特定運営費交付金

特定運営費交付金は、費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる(＝費用進行基準)

※4 利益処分の概要

地方独立行政法人法第40条第3項に基づき、地方独立行政法人は、当該事業年度に剰余金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、その額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

剰余金の主な内訳

計画を上回る歳入増及び歳出減への取組による効果	
歳入増 69百万円	・依頼試験による収益 13百万円 ・機器利用による収益 14百万円 ・受託事業収益(技術審査) 5百万円 ・財務利益 4百万円 ・国からの業務受託に係る収益 32百万円
歳出減 129百万円	・システム維持管理経費の見直し 24百万円 ・契約における競争的手法の強化等による節減 31百万円 ・国からの業務受託による機器整備費削減 73百万円
経営努力認定対象外の剰余金(53百万円)	
・本部建物維持管理費の差額(効率化係数対象外) 27百万円 ・契約差金等 26百万円	

認定

非認定

利益処分(案) ※4

【目的積立金】 経営努力認定額 198百万円 (198,464千円)
【積立金】 53百万円 (53,150千円)

【経営努力認定の考え方】

前提 業務実績評価の評定「S」「A」「B」「C」「D」のうち、「S」「A」「B」がおおむね80%以上

法人は東京都に対し、剰余金の金額と発生要因を報告

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

①

交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。
(会計基準72(参考)4(1))

②

費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。
(会計基準72(参考)4(2))

③

その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。
(会計基準72(参考)4(3))